

新型コロナワクチン接種情報

●問い合わせ先 市新型コロナワクチン接種コールセンター ☎096-321-6547



令和5年度の新型コロナワクチン接種を以下のとおり実施しますのでお知らせします。
各接種について詳しくは、市ホームページでお知らせしておりますのでご覧ください。

※ワクチン接種で分からないことがある人は、お気軽にワクチン接種コールセンターへお問い合わせください

接種時期	春開始接種(5月～8月)	秋開始接種(9月以降)
対象者	・65歳以上の人 ・基礎疾患がある人(5歳から64歳) ・医療従事者など	初回接種(1・2回目)を終了した5歳以上のすべての人
使用するワクチン	オミクロン株対応2価ワクチン	国で引き続き検討
接種費用	無料	無料

春開始接種

・65歳以上の人に順次接種案内と接種券を送付しています。接種案内に記載の方法で接種予約をしてください。3～5回目でもオミクロン株対応2価ワクチンを未接種の人は、お持ちの接種券で接種できますので、新たな送付はありません。随時接種予約を受け付けています。

・64歳以下で基礎疾患がある人や医療従事者などは、接種券の発行申請が必要です。

▶発行申請

インターネット申し込みまたはコールセンターへの電話申し込みが必要です。申し込みから1週間程度で接種券を発送します。

医療従事者などの申し込みはこちら



基礎疾患がある人の申し込みはこちら



初回接種

・これまでに1度も接種をしていない人の初回接種も引き続き実施します。
・現在お持ちの接種券で接種できます。(接種券を紛失した人は再発行申請が必要です)

接種対象者	接種回数	接種費用	予約方法
乳幼児(6カ月～4歳)	1・2・3回	無料	市コールセンターへの電話予約のみ
小児接種(5歳～11歳)	1・2回		
12歳以上			

小児接種(5歳～11歳)の追加接種

3回目以降の追加接種としてオミクロン株対応2価ワクチンを1度も接種していない人は、8月までに1回接種できます。接種を希望する人は市コールセンターにお問い合わせください。

健やかなことばの発達の第一歩

新生児聴覚検査の費用を助成しています

●申請・問い合わせ先 健康づくり推進課(マイプル内) ☎096(248)1173

市では、令和5年4月から新生児聴覚検査費の助成を行なっています。

生まれつき耳の聞こえにくさ(先天性難聴)がある赤ちゃんは、およそ1000人に1～2人いると言われています。

先天性難聴は早期に発見され、療育などの支援を受けることで、ことばの習得やコミュニケーション力を伸ばすことができると言われています。必ず検査を受けましょう。

▼対象者 次の①～③を満たす人
①令和5年4月1日以降に出生した新生児の保護者

②検査実施日に本市に児および保護者の住民票があること
③新生児聴覚検査費について他の市町村の助成を受けていないこと

▼対象となる検査

・自動聴性脳幹反応検査(自動ABR)
・耳音響放射線検査(OAE)
※公費で受検できるのは右記の検査のうち、いずれか1回(初回)です

▼助成額 検査を受けた新生児ひとりにつき上限5000円(これに満たない場合は検査にかかった費用を助

成します)

▼助成方法

・指定医療機関で検査を受ける場合母子手帳交付時に受検票を交付します。医療機関に受検票を提出してください。5000円までは窓口負担不要です。

※4月1日より前に母子手帳の交付を受けた人は出生時に指定医療機関で受検票を交付しています
・指定医療機関以外で検査を受ける場合
いったん自己負担した後、健康づくり推進課の窓口で手続きをすることで助成(償還払い)を受けることができます。

※国内の医療機関が対象です
▼申請期限 検査を受けた日の翌日から6カ月以内

指定医療機関一覧、償還払いの手続きについては市ホームページをご確認ください。



▼情報公開条例による公文書の開示請求件数 (単位:件)

実施機関の名称	市長	合計
開示の請求件数	39	39
開示の決定件数	2	2
部分開示決定件数	2	2
非開示決定件数	34	34
不服申立件数	26	26
不存在等	1	1

▼個人情報保護条例による公文書の開示請求件数 (単位:件)

実施機関の名称	市長	合計
開示の請求件数	10	10
開示の決定件数	7	7
部分開示決定件数	2	2
非開示決定件数	1	1
不服申立件数	0	0
不存在等	0	0

市情報公開条例と市個人情報保護条例の規定に基づき、令和4年4月から令和5年3月までに受け付け、決定を行なった公文書、保有個人情報の開示請求件数などお知らせします。開示対象は旧2町の条例施行日以降に作成され、または取得した保存年限内の公文書です。

なお、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、固定資産評価委員会、議会への開示請求はありませんでした。
※部分開示とは、個人に関する情報などの非開示情報部分を除いて公文書の一部を開示するものです
※不存在等とは、不存在、存否応答拒否および却下の合計です

令和4年度

情報公開条例・個人情報保護条例の運用状況

●問い合わせ先 総務課 総務・男女共同参画班 ☎096(248)1112

